令和８年（フ）第５００１号
大阪市此花区伝法５丁目１番24―706号
債務者　浮島志風希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３３号
大阪市鶴見区鶴見３丁目５番30号　グランベール鶴見　303号、前住所大阪市城東区今福東１丁目２番２―602号
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６３号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番17―305号
債務者　中村　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７８号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ44―509号
債務者　荘田しのぶ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８７号
大阪市都島区片町２丁目９番25―506号
債務者　岡田　　竜
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０２号
大阪市住之江区御崎１丁目９番29号　ＷＩＮ　ＭＩＳＡＫＩ　201
債務者　関谷　純子（旧姓岸本・山田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３３号
大阪府吹田市山手町２丁目26番13―502号
債務者　福井　則子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市大宮町11番３号
債務者　米満　由香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市天神４丁目12番22号　井手口イヤルハイツ201号
債務者　緒方　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１０１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字下町17番地　ブランドール吉岡205
債務者　渡部ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５０号
仙台市若林区若林３丁目５番35―２号　スミールハウスＢ棟、従前の住所仙台市太白区人来田３丁目18番18号　くれそん人来田
債務者　青木　　功
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
仙台市宮城野区小鶴３丁目４番39号　アップルハウス東仙台２―202
債務者　澤田石卓郎
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８１号
仙台市若林区六郷14番６号　六郷市営住宅２棟101
債務者　清野　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４１号
仙台市青葉区折立５丁目４番２―102号
債務者　沼田　政市
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野31番地９、旧住所秋田市東通五丁目１番40号　ハイツキサク　Ｄ―313
債務者　鈴木研太朗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０号
秋田市外旭川字三後田142　外旭川病院、住民票上の住所秋田市泉三嶽根７番２号　メゾンド三嶽根１号
債務者　小玉喜美男　法定代理人成年後見人吉田鮎子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０号
秋田県北秋田市鷹巣字愛宕下39番地３、借入時の住所秋田県大館市長坂字下岱80番地９・秋田県北秋田市綴子字太田屋敷後109―１　プレベールウエスト102
債務者　齊藤　　平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所大館支部